

千葉商科大学大学院学則

第1章 総 則

第1条 千葉商科大学大学院（以下「大学院」という。）は、千葉商科大学の使命に従い、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化及び社会の進展に寄与することを目的とする。

第1条の2 大学院は、教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 その他、自己点検及び評価については、別に定める。

第2条 大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

商学研究科は、人間社会の諸活動において、モノ、カネ、サービス、情報を流通させるために、多様な関係者の間を協議してすり合わせるという「商う（あきなう）」の本来の意味に立ち返り、商学・経営学・会計学に経済学と政策情報学を統合させることで、商学の新たな創造を目指す「商（あきない）学」を採求する研究者及び高度職業人を養成することを目的としている。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第2章 研究科の組織、修業年限及び定員

第3条 大学院に次の研究科、専攻を置く。

商学研究科	商学専攻	修士課程
政策研究科	政策専攻	博士課程

2 政策研究科政策専攻博士課程は、後期3年の課程のみの博士課程（以下「博士課程」という。）とする。

第3条の2 大学院に専門職大学院を置く。

2 専門職大学院の学則は、別に定める。

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、3年とする。

3 在学期間は、修士課程にあつては4年、博士課程にあつては6年を超えることができない。

第4条の2 博士課程の在学者が、在学期間中に学位請求論文を提出し、その審査期間中に6年を超えた場合の在学期間は、学位審査が終了した年度末までとする。

第5条 各研究科の収容定員は、次の通りとする。

課 程	研 究 科	専 攻	入学定員	収容定員
修士課程	商学研究科	商学専攻	51名	102名
	計		51名	102名
博士課程	政策研究科	政策専攻	6名	18名
	計		6名	18名
合 計			57名	120名

第3章 授業科目及び履修方法等

第6条 大学院においては、当該研究科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成には、大学院の専攻分野に関する高度な専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第7条 大学院各課程においては、教育上特別の必要があると認める場合には、所定の授業時間帯以外の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第7条の2 大学院各課程においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院各課程においては、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第7条の3 大学院各課程においては、当該大学院各課程の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第1節 修士課程

第8条 修士課程商学研究科の授業科目及び単位数は、別表(A)の通りとする。

第9条 修士課程の学生は、在学期間中に研究科における所定の授業科目について、30単位以上を修得しなければならない。

2 学長が承認したときは、学生は、学部及び会計ファイナンス研究科専門職学位課程の授業科目を10単位に限り履修することができ、且つ、その単位を前項の修得単位に含めることができる。

また、以下の場合については自由科目として定め、単位を修得できることとする。ただし、第1項の修得単位に含めることはできない。

(1)既に履修済みの科目をあらためて学習したい場合

(2)1セメスターの履修上限単位数を超えて、さらに履修したい科目がある場合

(3)10単位を超えて学部及び会計ファイナンス研究科専門職学位課程の授業科目を履修する場合
3 学長が承認したときは、学生が修士課程に入学する前に履修を認められた修士課程の授業科目について修得した単位は、10単位以内に限り、第1項の修得単位に含めることができる。

第10条 学長が承認したときは、学生は、在籍する研究科委員会と協議を行った他の大学大学院においてその授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、10単位以内に限り、第9条第1項に定める単位数に含めることができる。

第10条の2 学長が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び他の大学院の科目等履修生として修得した単位は、第9条第2項、第3項及び前条により修得した単位と合わせて10単位を超えないものとする。

第11条 学生は、すみやかに自己の指導教員を定め在籍する研究科委員会に申請し、学長の承認を得なければならない。

第12条 学生は、履修すべき授業科目の選択について、指導教員の指導を受けなければならない。

2 選択した授業科目の履修にあたっては、学期の始めにおいて指定の様式に従い、科目担当教員に申請し、その承認を得なければならない。

第13条 大学院修士課程商学研究科に、中小企業診断士登録養成課程を置く。中小企業診断士登録養成課程に関する細則は、別に定める。

第14条 商学研究科において、教育職員免許状授与の所要資格が得られる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の通りとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
商学研究科	商学専攻	高等学校教諭専修免許状	商業

2 前項の教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、当該教科の高等学校教諭一種免許状を有する者にして、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

第2節 博士課程

第15条 政策研究科博士課程の授業科目及び単位数は、別表(5)の通りとする。

第16条 学生は、在学期間中に専攻における所定の授業科目について、8単位以上を修得しなければならない。

2 学長の承認により、学生は、学部及び研究科修士課程の授業科目を履修するものとする。ただし、その単位は、修了要件の単位数には含まれない。

第17条 学長が承認したときは、学生は、政策研究科委員会と協議を行った他の大学院において、その授業科目を履修することができる。ただし、その単位は、修了要件の単位数には含まれない。

第18条 博士課程における研究指導は、原則として2人以上の教員が担当（以下、指導教員等とい

う。)するものとする。うち1人は主任指導教員とする。

第19条 学生は、すみやかに自己の指導教員等を定め政策研究科委員会に申請し、学長の承認を得なければならない。

2 学生は、履修すべき授業科目等の選択について、指導教員等の指導に従って定め、政策研究科委員会の承認を受けなければならない。

3 選択した授業科目等の履修にあたっては、学期の始めにおいて指定の様式に従い、科目担当教員に申請し、その承認を得なければならない。

第4章 課程の修了及び学位の授与等

第1節 課程修了の認定

第20条 修士課程の修了は、大学院に2年以上在学し、研究科修士課程所定の単位を修得し、且つ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格したものとする。ただし、中小企業診断士登録養成課程履修者を除く修士課程在籍者の在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項において、研究科修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第20条の2 博士課程の修了は、3年以上在学し、研究科博士課程所定の単位を修得し、且つ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第27条第2項第2号、第3号及び第4号の規定により、大学院への入学資格を認められた者が、博士課程に入学した場合の修了要件は、大学院に3年以上在学し、当該研究科所定の単位を修得し、且つ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第21条 修了時期は、学年の終了日とする。ただし、博士課程については、博士論文の審査又は休学期間の関係により春学期の終了日とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程において標準修業年限を超えた者が、研究科委員会の定める期日までに学位論文を提出し、課程修了を認定された場合には、春学期の終了日とすることができる。

第2節 学位及びその授与

第22条 修士の学位は、大学院修士課程を修了した者に与えられる。

第23条 博士の学位は、次の各号の1に該当する者に与えられる。

- (1) 大学院博士課程を修了した者
- (2) 研究科委員会の承認を得て博士論文を提出し、その論文の審査に合格し、かつ前号と同等以上の学力を有することを確認された者

2 学位に関し必要な事項は、千葉商科大学学位規則に定めるところによる。

第24条 大学院において、各研究科の課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研究科名	学位
商学研究科	修士(商学) 千葉商科大学
	修士(経済学) 千葉商科大学
	修士(政策情報学) 千葉商科大学
	修士(経営管理) 千葉商科大学
政策研究科	博士(政策研究) 千葉商科大学

第5章 学年、学期及び休業日

第25条 学年、学期及び休業日は、千葉商科大学学則の定めるところによる。

第6章 入学、休学、転学、退学、除籍

第26条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長の承認により、入学の時期を学期の始めとすることができる。

第27条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (6) 大学院における個別の入学資格審査により、学長が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (7) 学長が(1)の者と同等以上の学力があると認めた者

2 博士課程に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学院における個別の入学資格審査により、学長が修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (5) その他学長が修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

第28条 入学志願者は、入学願書に別に定める入学検定料及び書類を添えて願い出なければならない。

第29条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第30条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者がとるべき入学手続きは、千葉商科大学学則の規定を準用する。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第31条 病気その他の事情のため、引き続き2カ月以上修学することができない者は、休学を願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

なお、病気による場合は、願書に医師の診断書を添えなければならない。

2 休学期間は、1学期又は1年以内とする。ただし、休学の理由が消滅しない場合は、改めて休学を学長に願い出ることができる。

第31条の2 休学期間は、通算して修士課程にあつては2年、博士課程にあつては3年を超えることはできない。

2 休学期間は、在学期間に算入しない。

第32条 休学期間が満了し、休学の理由が消滅した場合は、復学を願い出て、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学は、休学した学年とし、時期は学期の始めとする。

第33条 大学院の他の研究科及び他大学の大学院から転科又は転入学を志願する者については、考查のうえ許可することがある。

2 大学院の学生で、他の研究科及び他大学の大学院に転学しようとする者は、願い出て、許可を受けなければならない。

第34条 病気その他の事由により、退学しようとする者は、その理由を付して願い出て、学長の許可を受けなければならない。ただし、病気の場合には医師の診断書を添えなければならない。

第35条 大学院に在学していた者が再入学を志願するときは、事情を考慮したうえで許可することがある。なお、再入学の取扱いについては、別に定める。

第36条 次の各号の1に該当する場合は、学長が除籍する。

- (1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第4条第3項に定める在学年限を超えた者

第7章 学 費

第37条 授業料、学園整備費、養成課程実習費、入学金の学費は、別表(6)に定める通りとする。

2 削除

3 修了年次留年手続者の学費及び学校法人千葉学園が設置する学校から入学する者の入学金は、別に定める。

4 納付した学費及び入学検定料は、原則として返付しない。

5 授業料等の学費減免の扱いについては、別に定める。

第37条の2 前条に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することがある。

第38条 休学を許可された者については、休学期間中の授業料、学園整備費を免除する。

第39条 博士課程在籍者の博士論文審査期間中の学費の扱いについては、別に定める。

第8章 賞 罰

第40条 学生であって在学中人物及び成績が優秀な者に対しては表彰することがある。

第41条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 懲戒については、別に定める。

第42条 削除

第9章 科目等履修生及び聴講生等

第43条 大学院は、学長の承認により修士課程に限り正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲において、選考のうえ科目等履修生、聴講生及び研究生を受け入れることがある。

第44条 特定の授業科目を履修することを希望する他大学の大学院生があるときは、学長は当該研究科とその大学院との協議及び所定の手続きを経て特別聴講学生として履修を許可することがある。

2 特別聴講学生が選修科目の試験に合格したときは、その科目の修了証明書を授与する。

第45条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生（以下、「科目等履修生等」という。）の履修又は聴講の登録料及び修学料は、別に定める。

2 科目等履修生等に関しては、特に定める場合のほかは千葉商科大学学則を準用する。

第10章 教員組織及び運営組織

第46条 大学院の授業及び研究指導は、大学院担当の教授、准教授が担当する。ただし、必要ある場合には、相当の業績ある大学院担当の専任講師及び助教に授業及び研究指導を担当させることができる。

2 必要ある場合には、大学院担当の兼任教員に授業を担当させることができる。

第47条 大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会については、別に定める。

第48条 研究科委員会は、研究科委員会委員長が招集し、その議長となる。

第49条 削除

第50条 大学院には、事務の処理、学生の補導、福祉等のため事務職員若干名を置く。

第11章 研究施設

第51条 学生は、その研究目的を達成するため本学付属図書館及びその他の施設を利用することが

できる。

第12章 補 則

第52条 大学院学則に規定のない事項については、千葉商科大学学則を準用する。

第53条 この学則の改廃は、各研究科委員会及び全学部長会の議を経て、理事会が行う。

付 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

略

付 則（平成27年4月1日改正）

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第46条については、平成25年4月1日から遡って適用する。
2. 平成26年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位取得については、入学時の学則を適用する。ただし、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。

付 則（平成28年4月1日改正）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年4月1日改正）

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。
2. 平成29年4月1日在籍者については、新学則を適用する。

付 則（平成30年4月1日改正）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（2020年4月1日改正）

1. この学則は、2020年4月1日から施行する。
2. 第2条の規定にかかわらず、2019年度以前に入学した者の、商学研究科、経済学研究科、政策情報学研究科の人材養成の目的について在籍者が修了するまでは次の通りとする。

研究科	人材養成の目的
商学研究科	商学研究科は、商学、経営学、会計学の3研究分野体制を効率的、総合的に生かし、新時代ビジネスのための知の創出と社会科学教育のセンターとなることを目指している。この趣旨に沿うために3つの研究分野を戦略的に体系化することにより、ビジネスに限らず、あらゆる環境に対し広い視野をもって応用できる商学、経営学、会計学の専門研究者の育成と高度なキャリアを有する人材の養成を図ることを目的としている。
経済学研究科	経済学研究科は、経済に関する分野を専門的かつ総合的に研究し、基礎及び応用理論の修得に基づく知的創造能力の構築を図るための教育のセンターとなることを目指している。経済学

	の研究能力の涵養とグローバルな経済問題に対応できる高度専門職従事者の養成を図ることを目的としている。
政策情報学研究科	政策情報学研究科は、新しい「知と方法」の開発・創造と伝達のために2つのコンピタンス（ポリシー・コンピタンスとコミュニケーション・コンピタンス）の修得を狙いとして、実学的で多彩なカリキュラムを組み、新しいタイプの高度専門職能人の育成を目指している。博士課程への進学や政策情報学専門の「治道家」として天職を求める人材を育成することを目的とする。

3. 第3条の規定に関わらず、2019年度以前に入学した者の、経済学研究科、政策情報学研究科の専攻及び課程について、在籍者が修了するまでは次の通りとする。

経済学研究科 経済学専攻 修士課程

政策情報学研究科 政策情報学専攻 修士課程

4. 第5条の規定にかかわらず、商学研究科、経済学研究科及び政策情報学研究科における2020年度から2021年度までの収容定員は、次の通りとする。

研究科・専攻	2020年度	2021年度
商学研究科 商学専攻	40名	60名
経済学研究科 経済学専攻	10名	0名
政策情報学研究科 政策情報学専攻	10名	0名

5. 第8条の規定に関わらず、2019年度以前に入学した者の、商学研究科、経済学研究科、政策情報学研究科の授業科目及び単位数について、在籍者が修了するまでは次の通りとする。

商学研究科の授業科目及び単位数は、別表(1)の通りとする。

経済学研究科の授業科目及び単位数は、別表(2)の通りとする。

政策情報学研究科の授業科目及び単位数は、別表(3)の通りとする。

6. 第13条の規定にかかわらず、2019年度以前に入学した者の、中小企業診断士養成コースの授業科目の履修及び単位修得について、入学時の学則を適用する。

7. 2019年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。

8. 第24条の規定に関わらず、2019年度以前に入学した者の、商学研究科、経済学研究科、政策情報学研究科の学位について、在籍者が修了するまでは次の通りとする。

商学研究科 修士(商学) 千葉商科大学

経済学研究科 修士(経済学) 千葉商科大学

付 則（2021年4月1日改正）

この学則は、2021年4月1日から施行する。ただし、第31条2項の改定は2020年10月1日から遡って適用する。

付 則（2021年5月26日改正）

1. この学則は、2021年5月26日から施行する。
2. 政策情報学研究科は在籍者がいなくなったため、廃止とする。

付 則（2022年3月23日改正）

1. この学則は、2022年4月1日から施行する。
2. 2021年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。

付 則（2023年3月22日改正）

1. この学則は、2023年4月1日から施行する。
2. 2022年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。

付 則（2023年6月21日改正）

1. この学則は、2024年4月1日から施行する。
2. 第13条の規定にかかわらず、2023年度以前に入学した者の、中小企業診断士養成プログラムの授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。

付 則（2024年3月21日改正）

この学則は、2024年4月1日から施行する。

付 則（2024年5月29日改正）

1. この学則は、2024年5月29日から施行する。
2. 経済学研究科は在籍者がいなくなったため、廃止とする。

別表(1)～(4) 削除

別表(5) (第15条関係)

政策研究科政策専攻博士課程授業科目及び単位数

区分	授業科目	単位数	配当年次			備考
		選択必修	1年次	2年次	3年次	
研政 究策 分思 野想	政策思想特殊研究 (文化政策論)	2	2	2		政策思想、政策領域、政策過程、政策評価の各研究分野から2単位以上、計8単位以上を修得するものとする。
	政策思想特殊研究 (政策思想論)	2	2	2		
研政 究策 分領 野域	政策領域特殊研究 (流通政策論)	2	2	2		
	政策領域特殊研究 (都市政策論)	2	2	2		
研政 究策 分過 野程	政策過程特殊研究 (財政政策論)	2	2	2		
	政策過程特殊研究 (金融政策論)	2	2	2		
研政 究策 分評 野価	政策評価特殊研究 (環境情報論)	2	2	2		
	政策評価特殊研究 (業績評価会計論)	2	2	2		

別 表（6） （第37条関係）

<2024年度以降入学者学費>

修士課程及び博士課程

費 目	金 額 (円)	備 考
授 業 料	820,000	年 額
学園整備費	75,000	
養成課程 実 習 費	300,000	中小企業経営管理 コースのみ・年額
入 学 金	185,000	入学時のみ

なお、実習にかかる交通費、宿泊費、教材費は受講生負担とする。

<2020年度から2023年度入学者学費>

修士課程及び博士課程

費 目	金 額 (円)	備 考
授 業 料	820,000	年 額
学園整備費	75,000	
入 学 金	185,000	入学時のみ

養成プログラム学費及び実習費等

養成プログラム第1、2年次生		
費 目	金 額 (円)	備 考
授 業 料	820,000	年 額
実 習 費	300,000	
学園整備費	75,000	
入 学 金	185,000	入学時のみ

なお、実習にかかる交通費、宿泊費、教材費は受講生負担とする。

<2019年度以前入学者学費>

修士課程及び博士課程

費 目	金 額 (円)	備 考
授 業 料	660,000	年 額
学園整備費	150,000	
入 学 金	260,000	入学時のみ

別 表（7） 削除

別表(A) (第8条関係)
商学研究科商学専攻修士課程授業科目及び単位数

専攻 科目	授業科目	単位数		専攻 科目	授業科目	単位数		専攻 科目	授業科目	単位数	
		必修	選択			必修	選択			必修	選択
商学	商学研究 A	2	0	会 計 学	経営分析論研究 A	2	0	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ・ ビ ジ ネ ス	政策情報学理論研究	2	0
	商学研究 B	2	0		経営分析論研究 B	2	0		経 営 理 論	2	0
	マーケティング論研究 A	2	0		税務会計論研究 A	2	0		政策分析論	2	0
	マーケティング論研究 B	2	0		税務会計論研究 B	2	0		統計分析法	2	0
	証券市場論研究 A	2	0		会計監査論研究 A	2	0		政策情報思想研究	2	0
	証券市場論研究 B	2	0		会計監査論研究 B	2	0		政策情報関連法研究	2	0
	商品学 研究 A	2	0		経済原論(Ⅰ)研究 A	2	0		リスク・マネジメント研究	2	0
	商品学 研究 B	2	0		経済原論(Ⅰ)研究 B	2	0		フィールドワーク調査研究法	2	0
	流通論 研究 A	2	0		経済原論(Ⅱ)研究 A	2	0		e-ビジネス関連法	2	0
	流通論 研究 B	2	0		経済原論(Ⅱ)研究 B	2	0		原 典 講 義	2	0
	商業経営論研究 A	2	0		国際経済論研究 A	2	0		メディア表現技法	2	0
	商業経営論研究 B	2	0		国際経済論研究 B	2	0		映像表現技法	2	0
					経済統計論研究 A	2	0		アートマネジメント論	2	0
					経済統計論研究 B	2	0		画像表現技法	2	0
			経済史 研究 A	2	0	データサイエンス特論	2	0			
			経済史 研究 B	2	0	情報システム特論	2	0			
						知能システム論	2	0			
経営学	経営学原理研究 A	2	0	経 済 政 策	産業組織論研究 A	2	0	ボ リ ン ・ シ ス テ ム	[行政関連クラスター]		
	経営学原理研究 B	2	0		産業組織論研究 B	2	0		行政システム研究	2	0
	経営組織論研究 A	2	0		工業経済論研究 A	2	0		行政デザイン研究	2	0
	経営組織論研究 B	2	0		工業経済論研究 B	2	0		行政評価研究	2	0
	財務管理論研究 A	2	0		経済政策論研究 A	2	0		政策決定プロセス論	2	0
	財務管理論研究 B	2	0		経済政策論研究 B	2	0				
	経営管理論研究 A	2	0		経済地理研究 A	2	0		[環境関連クラスター]		
	経営管理論研究 B	2	0		経済地理研究 B	2	0		環境システム研究	2	0
	経営情報論研究 A	2	0		地域産業論研究 A	2	0		環境デザイン研究	2	0
	経営情報論研究 B	2	0		地域産業論研究 B	2	0		環境経営・評価研究	2	0
	労務管理論研究 A	2	0		財政学 研究 A	2	0		[事業関連クラスター]		
	労務管理論研究 B	2	0		財政学 研究 B	2	0		事業評価研究	2	0
	情報システム論研究 A	2	0		金融論 研究 A	2	0		マーケティング研究	2	0
	情報システム論研究 B	2	0		金融論 研究 B	2	0		事業・産業史研究	2	0
	工業経営論研究 A	2	0		金融機関論研究 A	2	0		地域ビジネス論	2	0
	工業経営論研究 B	2	0		金融機関論研究 B	2	0		事業・産業史研究	2	0
	企業倫理論研究 A	2	0		国際金融論研究 A	2	0				
	企業倫理論研究 B	2	0		国際金融論研究 B	2	0		[文化研究クラスター]		
	中小企業経営論研究 A	2	0		社会政策研究 A	2	0		文化政策理論研究	2	0
	中小企業経営論研究 B	2	0		社会政策研究 B	2	0		メディア表現研究	2	0
	国際経営論研究 A	2	0		環境経済学 研究 A	2	0		現代文化論	2	0
	国際経営論研究 B	2	0						映像メディア研究	2	0
会計学	簿記原理研究 A	2	0	問 係 法 講 義	商法 研究 A	2	0	シ ス テ ム 系			
	簿記原理研究 B	2	0		商法 研究 B	2	0				
	会計学原理研究 A	2	0		民法 研究 A	2	0				
	会計学原理研究 B	2	0		民法 研究 B	2	0				
	財務諸表論研究 A	2	0		憲法 研究 A	2	0				
	財務諸表論研究 B	2	0		憲法 研究 B	2	0				
	原価計算論研究 A	2	0		租税法 研究 A	2	0				
	原価計算論研究 B	2	0		租税法 研究 B	2	0				
	管理会計論研究 A	2	0		会社法 研究 A	2	0				
	管理会計論研究 B	2	0		会社法 研究 B	2	0				
演習				法	金融商品取引法研究 A	2	0	演 習	演 習 I	2	0
					金融商品取引法研究 B	2	0		演 習 II	2	0
									演 習 III	2	0
									演 習 IV	2	0
演習				講 義	外書講義 A	2	0	ワ ー ク シ ョ ッ プ 系	プロジェクト	2	0
					外書講義 B	2	0		特別講義	2	0

専攻 科目	授業科目	単位数	必修 選択	備考
経営診断 I	経営診断 I (経営戦略)	4	1	履修上のコースの中小企業経営管理コースは、経営診断 I、経営診断 II、関連科目の全科目及び演習 (ケーススタディ) I~IVを修得すること。
	経営診断 I (経営管理)	2	1	
	経営診断 I (財務・情報戦略)	2	1	
	経営診断 I (コンタクト・コミュニケーション)	2	1	
	経営診断 I (製造業実習)	2	1	
	経営診断 I (流通業実習)	2	1	
経営診断 II	経営診断 II (総合経営)	2	2	なお、中小企業経営管理コース以外の者は、経営診断 I、経営診断 II、関連科目の全科目及び演習 (ケーススタディ) I~IVを履修することができない。
	経営診断 II (総合コンタクト)	2	2	
	経営診断 II (経営戦略策定実習 I)	2	2	
	経営診断 II (経営戦略策定実習 II)	2	2	
関連科目	複合プログラム	6	1	
	演習 (ケーススタディ) I	2	1	
演習	演習 (ケーススタディ) II	2	1	
	演習 (ケーススタディ) III	2	2	
	演習 (ケーススタディ) IV	2	2	

注 学位ごとに別途修了要件を定める